

令和元年9月定例教育委員会
議案説明資料

報告 3件

議案 3件

計 6件

番号	報告第6号	担当	市民協働部市民図書館 福祉部子ども未来室
議案名	令和元年度松原市一般会計補正予算（第2号）について		
説明	<p>(趣旨) 令和元年度松原市一般会計補正予算（第2号）（案）のうち、教育に関する事務にかかる部分について専決処分を行ったのでこれを報告するものです。</p> <p>(内容) (市民図書館)</p> <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民図書館管理運営事業に係る予算として図書購入費を5,460千円、松原市民松原図書館用地の活用に係る事業者選定委員会の委員報酬を150千円、事業者選定委員会の会議録の作成費用の委託料を176千円で合計5,786千円を増額して計上。 ・松原市民松原図書館用地の活用に係る予算として、解体工事費を77,275千円、解体撤去工事設計監理委託料を5,022千円で合計82,297千円を計上。 <p>【歳入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民図書館管理運営事業の図書購入費の財源として、寄附金5,460千円を計上。 ・松原市民松原図書館解体撤去事業の財源として、社会教育施設整備事業債74,000千円を計上。 <p>(子ども未来室) 平成30年度子ども・子育て支援交付金国庫返還金として、1,170千円を計上いたしましたのは、教育・保育施設で実施した一時預かり事業において利用児童数が当初見込んでいたよりも少なかったこと、また、多様な事業者の参入促進・能力活用事業において、対象となる障害児数が当初見込んでいたよりも少なかったことから、補助額が当初の見込みよりも減少したため返還金が生じたものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	報告第7号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	教育に関する事務の点検・評価結果報告書（平成30年度実績）について		
説明	<p>（趣旨及び内容）</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育に関する事務の点検・評価結果報告書（平成30年度実績）を作成し、令和元年松原市議会第2回定例会に報告書を提出するとともに公表するため、専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

発令　　：昭和31年6月30日法律第162号

最終改正：令和1年6月14日号外法律第37号

改正内容：令和1年6月14日号外法律第37号[令和1年6月14日]

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

番号	報告第8号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>(趣旨) 松原市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について専決処分を行ったことを報告し承認を求めるものです。</p> <p>(内容) 松原市立小中学校通学区域審議会を構成する委員のうち、令和元年8月26日付けで松原市議会議員5人の辞任があったため、松原市立小中学校通学区域審議会規則第3条第2項に基づき、市議会の推薦等により適任であると認め、新たに委員5人の委嘱について専決処分を行ったものです。</p> <p>(任期) 前任者の残任期間 (委嘱日から令和2年9月24日)</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和元年8月26日</p>		

松原市立小中学校通学区域審議会委員名簿

任期：令和2年9月24日まで

	氏名	役職または所属	分類	備考
1	<u>田中</u> 厚志	松原市議会議員	市議会の議員	
2	<u>植松</u> 栄次	松原市議会議員	市議会の議員	
3	<u>河本</u> 晋一	松原市議会議員	市議会の議員	
4	<u>紀田</u> 崇	松原市議会議員	市議会の議員	
5	<u>池内</u> 秀仁	松原市議会議員	市議会の議員	
6	<u>河内</u> 徹	松原市議会議員	市議会の議員	
7	<u>野口</u> 真知子	松原市議会議員	市議会の議員	
8	<u>堤</u> 實	松原市町会連合会副会長	学識経験のある者	
9	<u>戴野</u> 正一	桜ヶ丘連合会会長	学識経験のある者	
10	<u>林</u> 有香	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
11	<u>鞍田</u> 孝弘	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
12	<u>北崎</u> 明広	松原市PTA協議会役員	学識経験のある者	
13	<u>吉村</u> 盛善	松原商工会議所会頭	学識経験のある者	
14	<u>二木</u> 信彦	松原青年会議所元理事長	学識経験のある者	
15	<u>西田</u> 孝司	社会教育委員	学識経験のある者	
16	<u>安松</u> 昌信	柴籬神社名誉宮司	学識経験のある者	
17	<u>秋山</u> 弥	阪南大学教授	学識経験のある者	
18	<u>佐藤</u> 博人	松原第五中学校長	学校の長	
19	<u>山森</u> 篤	松原小学校長	学校の長	
20	<u>大浦</u> 靖久	市長公室長	市の職員	
21	<u>田村</u> 滋近	市民生活部長	市の職員	

※下線部が新たに委嘱する委員

○松原市立小中学校通学区域審議会規則（昭和45年12月1日教委規則第6号）
改正平成17年9月30日

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）市議会の議員
- （2）学校の長
- （3）市の職員
- （4）学識経験のある者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。
- 3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会の会議において必要と認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

（細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。

番号	議案第17号	担当	学校教育部教職員課
議案名	「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」の一部改訂について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>平成27年の文科省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」及び平成28年の文科省周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」さらに、平成29年1月からの人事院の「性的指向や性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることもセクシュアル・ハラスメントの対象となることを明記した規則の運用について(平成28年12月1日付け人事院事務総長発職職第273号「人事院規則10-15(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等)の運用について」)の一部改正等を踏まえ、本市の「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」を一部改正するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和元年9月4日</p>		

「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」新旧対照表

改正後	改正前
<p>職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針 (セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場づくりにむけて) 松原市教育委員会 平成14年4月1日 策定 令和元年9月 日 一部改正</p> <p>3 セクシュアル・ハラスメントの概念 職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは、職場（教職員が職務に従事する場所をいい、当該教職員が通常勤務している場所以外の場所も含まれる。）において行われる性的な言動（注）への教職員の対応により当該教職員がその勤務条件につき不利益（任用上又は給与上の取扱い等に関する不利益をいう。）を受けること、又は当該性的な言動により勤務環境が不快なものになること（職務に専念できなくなる等、教職員の勤務環境が不快なものになることをいう。）をいう。</p> <p>(注)性的な言動について 性的な関心や欲求に基づく言動を指し、性別により役割を分担すべきとするとする意識や性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。例えば、執拗に視線を浴びせる行為、性的発言、身体への不必要な接触、性的な暴行、性別による役割分担の強要、性的指向や性自認をからかい、いじめの対象とすること等がこれにあたる。</p>	<p>職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針 (セクシュアル・ハラスメントのない快適な職場づくりにむけて) 松原市教育委員会 平成14年4月1日 策定</p> <p>3 セクシュアル・ハラスメントの概念 職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは、職場（教職員が職務に従事する場所をいい、当該教職員が通常勤務している場所以外の場所も含まれる。）において行われる性的な言動（性的な関心や欲求に基づく発言及び行動をいう。）への教職員の対応により当該教職員がその勤務条件につき不利益（任用上又は給与上の取扱い等に関する不利益をいう。）を受けること、又は当該性的な言動により勤務環境が害されること（職務に専念できなくなる等、教職員の勤務環境が不快なものになることをいう。）をいう。</p>
<p>8 学校における相談のあり方 (2) 相談事務の流れ (略) ウ 性的マイノリティの児童生徒が抱える悩みや不安を理解した上で、相談にのる。</p>	<p>8 学校における相談のあり方 (2) 相談事務の流れ (略)</p>

番号	議案第18号	担当	学校教育部教職員課
議案名	「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」の一部改訂について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>平成27年の文科省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」及び平成28年の文科省周知資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」さらに、平成29年1月からの人事院の「性的指向や性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることもセクシュアル・ハラスメントの対象となることを明記した規則の運用について(平成28年12月1日付け人事院事務総長発職職第273号「人事院規則10-15(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等)の運用について」)の一部改正等を踏まえ、本市の「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」を一部改正するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和元年9月4日</p>		

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」新旧対照表

改正後	改正前
<p>教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために 松原市教育委員 平成14年4月1日 策定 令和元年9月 日 一部改正</p> <p>1 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについて (1) 基本的な考え方 (略) (注) 「性的な言動」について 性的な関心や欲求に基づく言動を指し、性別により役割を分担すべきとする意識や性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。例えば、執拗に視線を浴びせしめる行為、性的発言、身体への必要ないじめる行為、性的な暴行、性的な暴行、性別による役割分担の強要、性的指向や性自認をからかい、いじめの対象とすること等がこれにあたる。</p>	<p>教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために 松原市教育委員 平成14年4月1日 策定</p> <p>1 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについて (1) 基本的な考え方 (略) (注) 「性的な言動」について 性的な関心や欲求に基づく言動を指し、性別により役割を分担すべきとする意識や性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。例えば、執拗に視線を浴びせしめる行為、性的発言、身体への必要ないじめる行為、性的な暴行、性的な暴行、性別による役割分担の強要等がこれにあたる。</p>
<p>2 児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について (1) 防止にあたっての基本的な視点 (略) ケ 性的マイノリティの児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を理解する。 (2) 防止のための校内体制の整備 (略) ウ 性的マイノリティの児童生徒や保護者からの要望に応じて、学校内外に「サポートチーム」を作り、ケース会議等を適時開催しながら、服装やトイレなどの個別支援を行う体制を整え、教育環境整備を進める。 (3) 教職員研修 ア 具体的な事例を分析し、教職員がセクシュアル・ハラスメント防止に加え、性的マイノリティに対する理解を深める等定期的に研修を行い、教職員の共通理解を深める。</p>	<p>2 児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について (1) 防止にあたっての基本的な視点 (略) (2) 防止のための校内体制の整備 (略) (3) 教職員研修 ア 具体的な事例を分析し、教職員がセクシュアル・ハラスメントについて共通理解を深める。</p>

改正後	改正前
<p>(4)児童・生徒に対する指導 (略) ウ 児童生徒が性的マイノリティに対する理解を深められる教育を計画的に実施する。</p>	<p>(4)児童・生徒に対する指導 (略)</p>
<p>3 問題とされる事象が生起した場合の対応について (1)相談にあたっての留意事項 (略) ウ 性的マイノリティの児童生徒が抱える悩みや不安を理解したうえで、相談にのる。 エ 相談に用いる部屋はプライバシーを守ることができるよう配慮し、相談者がゆったりとした気持ちで話せる雰囲気を作る。</p>	<p>3 問題とされる事象が生起した場合の対応について (1)相談にあたっての留意事項 (略) ウ 相談に用いる部屋はプライバシーを守ることができるよう配慮し、相談者がゆったりとした気持ちで話せる雰囲気を作る。</p>

番号	議案第19号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>松原市民プラネタリウム館条例の廃止に伴い、プラネタリウム館の管理運営に関する事務がなくなることから、「教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程」第2条の表から同事務に関する項を削るものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>公布の日</p>		

教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程

改正後		改正前																	
第2条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決事項</th> <th>専決区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	専決事項	専決区分	(略)		(削る)		(略)		第2条	<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決事項</th> <th>専決区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>プラネタリウム館の管理運営に関すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	専決事項	専決区分	(略)	(略)	プラネタリウム館の管理運営に関すること。		(略)	(略)
専決事項	専決区分																		
(略)																			
(削る)																			
(略)																			
専決事項	専決区分																		
(略)	(略)																		
プラネタリウム館の管理運営に関すること。																			
(略)	(略)																		

○教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程

平成7年3月1日教委規程第1号

改正

平成9年3月7日教育委員会規程第1号

平成26年3月28日教育委員会規程第2号

平成27年3月20日教育委員会規程第2号

教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものに係る事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育委員会の権限に属する事務のうち市長の補助機関である職員に補助執行させるものについての決裁の区分及び手続を定めるものとする。

(決裁区分)

第2条 次の表の左欄に掲げる事務については、松原市教育委員会事務代決及び専決規程（昭和48年教委規程第1号）の規定にかかわらず、同表右欄に掲げる者の専決事項とする。

専決事項	専決区分
指定管理者が管理する施設の休館日、利用時間等の変更等の承認に関する事。	教育長
幼稚園に関する事のうち重要なものの処理に関する事。	福祉部長
幼稚園の学級編制に関する事。	
幼稚園の入退園の通知及び許可に関する事。	
幼稚園の預かり保育に関する事。	
社会教育に関する事のうち重要なものの処理に関する事。	市民協働部長
家庭教育に関する事のうち重要なものの処理に関する事。	
成人教育に関する事のうち重要なものの処理に関する事。	
指定管理者からの報告の徴収に関する事。	
指定管理者に対する指示、勧告等に関する事。	
松原市・奈良市月ヶ瀬地区友好交流協議会に関する事。	
幼稚園の教職員の服務監査に関する事。	
幼稚園の教職員の職務専念義務の免除に関する事。	市民協働部次長
社会教育委員会議の開催に関する事。	
幼稚園の教材教具の整備計画に関する事。	子ども未来室長
幼稚園施設の営繕計画に関する事。	
幼稚園の園外学習に関する事。	
幼稚園児の災害事故及び感染症の報告に関する事。	
幼稚園に関する事のうち簡易なものの処理に関する事。	

幼稚園の施設台帳の整備及び管理に関する事。	市民協働部いきがい学習課長
幼稚園施設の目的外使用の許可に関する事。	
幼稚園長の出張命令に関する事。	
幼稚園児の健康診断の実施に関する事。	
地域婦人団体協議会に関する事。	
文化連盟に関する事。	
公民館運営審議会に関する事。	
公民館の管理運営に関する事。	
公民館に係る講座の開設及び講習会、講演会、展示会等の開催並びにこれらの奨励に関する事。	
社会教育に関する事のうち軽易なものの処理に関する事。	
家庭教育に関する事のうち軽易なものの処理に関する事。	市民協働部市民図書館長
成人教育に関する事のうち軽易なものの処理に関する事。	
少年自然の家の管理運営に関する事。	
松原市民図書館の管理運営に関する事。	
松原市民図書館資料の選択、収集及び廃棄に関する事。	
配本車の運行管理に関する事。	
松原市民図書館の広報及び宣伝に関する事。	
松原市民図書館に係る講座の開設及び講習会、講演会、展示会等の開催並びにこれらの奨励に関する事。	
プラネタリウム館の管理運営に関する事。	
教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年教委規則第11号）第4条に規定する事務に関する事。	

2 前項に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に規定する事務に関する決裁区分については、松原市教育委員会事務代決及び専決規程の規定の例による。

（手続）

第3条 前条に規定する事務の手続については、松原市教育委員会事務代決及び専決規程の規定の例による。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年教委規程第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日教委規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。